

思い出したい基本ルール
こんなときどうする？

所得税確定申告の再確認



所得税の確定申告では、制度そのものを知っていても、いざ自分が該当すると途端に迷ってしまう項目が少なくありません。初めて医療費控除を行う場合や、株式や不動産を売却した場合の所得計算、あるいは臨時に発生した雑収入の扱いなどは、その典型です。サラリーマンであっても、これらの出来事があれば確定申告は決して無縁ではありません。このコラムでは、「ここは一度立ち止まって確認したい」基本事項を中心に、あらためて整理していきます。

再確認 1 医療費控除とセルフメディケーション税制

医療費控除とは

自分や家族のために1年間(1~12月)に支払った医療費の金額が10万円(または総所得金額の5%のいずれか少ない額)を超えた場合に、その超過分を所得から差し引くことができる制度です。

$$\text{1年間に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - 10万円 \text{ または総所得金額等の5%のいずれか少ない額} = \text{医療費控除額(上限200万円)}$$

医療費控除の対象となるもの(例)
● 医療機関に支払った治療費
● 治療のための医薬品の購入費
● 入院時の食事療養・生活療養にかかる費用負担
● 歯科の保険外費用
● 妊娠時から産後までの診察と出産費用
● 医師の証明がある6ヵ月以上の寝たきりの人のおむつ代

医療費控除の対象とならないもの(例)
● 美容整形費用
● 美容のための歯列矯正やホワイトニング代
● 一般的な近視・遠視の矯正のためのメガネ代
● 疲労回復や健康増進のための医薬品や漢方薬
● 自分で希望した個室などの差額ベッド代
● 通院のための自家用車のガソリン代や駐車場代



生命保険や健康保険から給付金を受け取っている場合は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引く点に注意が必要です。引ききれなかった金額は、他の医療費から差し引く必要はありません。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは

セルフメディケーション税制は、健康診査や予防接種など一定の取組を行っている人が、対象となる市販薬を自分や家族のために1年間に12,000円を超えて購入した場合、その超過額を所得から差し引くことができる制度です。対象となるのは、いわゆるスイッチOTC医薬品や、これと同様の効能効果を有する一定の医薬品です。

対象医薬品

- ① 医療用医薬品から、薬局やドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用されたもの(スイッチOTC医薬品)
- ② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品(令和4年以降に購入されたもの)



通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できないため、有利な方を選択することが重要です。

再確認 2 上場株式等の譲渡損失 — 損益通算と繰越控除は申告してこそ意味がある

上場株式等の譲渡損失の損益通算

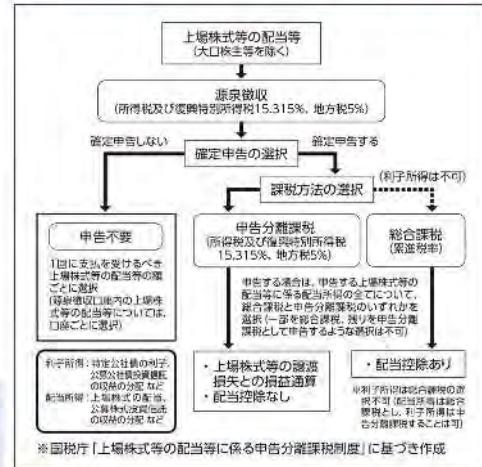
上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却し譲渡損失が生じた場合、確定申告を行うことで、その年分の上場株式等の配当等に係る利子所得や配当所得と損益通算することができます。ただし、上場株式等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限られます。

上場株式等の譲渡損失の繰越控除

損益通算でもなお控除しきれない損失の金額については、確定申告することで、その年分の翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

ここが
ポイント!

- ① 損益通算を行うためには、確定申告書に適用を受ける旨を記載し、所定の付表及び計算明細書を添付する必要があります。
- ② 特定口座(源泉徴収あり)であっても、自動的に通算されるわけではありません。
- ③ 損益通算しても控除しきれない損失がある場合には、翌年以後3年間にわたり繰越控除を行うことができます。この場合、損失が生じた年から連続して確定申告を行うことが要件であり、所定の付表及び計算明細書を添付する必要があります。
- ④ NISAやジュニアNISA口座内で生じた損失については、損益通算や繰越控除の対象となりません。



再確認 3 不動産を売却したとき

不動産の譲渡所得は分離課税

不動産を売却した場合の譲渡所得は、給与所得や事業所得とは切り離して計算する分離課税となります。そのため、譲渡によって損失が生じても、給与所得などと損益通算することはできません。

長期譲渡所得と短期譲渡所得の税率

不動産を売った年の1月1日時点での所有期間が5年を超えるかどうかにより、「長期譲渡所得」と「短期譲渡所得」に区分され、適用される税率が大きく異なります。

税率	区分	所得税	住民税
		長期譲渡所得	15%
	短期譲渡所得	30%	9%

課税譲渡所得金額の計算

課税譲渡所得金額は、譲渡価額から取得費および譲渡費用を差し引き、一定の場合には特別控除を適用して計算します。

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} (\text{一定の場合}) = \text{課税譲渡所得金額}$$

取得費	買った土地や建物を買い入れたときの購入代金や仲介手数料の合計額
譲渡費用	仲介手数料、測量費など土地や建物を売るために直接要した費用、貸家の売却に際して支払った立退料、建物を取り壊して土地を売ったときの取壊し費用
特別控除額	収用などのとき：最高5,000万円 居住用財産を譲渡した場合：最高3,000万円

居住用財産を譲渡した場合には最高3,000万円の特別控除が設けられていますが、この特例と住宅ローン控除は併用できないため、事前にどちらが有利かを検討する必要があります。

ここが
ポイント!

再確認 4 サラリーマンの副業収入や臨時収入

会社員で給与所得以外の所得がある場合、その金額が年間20万円以下であれば、原則として所得税の確定申告は不要とされています。しかし、20万円を超える場合には確定申告が必要となります。

- (例1) オークションサイトやフリマアプリなどを利用した個人取引による所得
フリマアプリやオークションサイトで生活用資産(古着や家財など)を売却した場合は非課税となります。ただし、営利目的で反復継続して販売している場合には、事業所得または雑所得として課税対象となります。
- (例2) 暗号資産の売却等による所得
暗号資産の売却や交換によって利益が生じた場合は、雑所得として確定申告が必要です。

いわゆる「20万円ルール」は所得税のみの基準であり、住民税については、別途申告が必要となる点に注意が必要です。また、給与所得以外の所得の方(例えば事業所得の方)には、20万円ルールの適用はありません。

ここが
ポイント!